

2021年3月31日改定

目的ローン契約規定

新	旧
<p>第10条 期限の利益の喪失</p> <p>1. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社からの通知、催告等がなくても、本契約による一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を返済するものとします。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 本債務に限らず、当社に対する債務<u>(いずれの支店との取引に関するものかは問わないものとします。)</u>について期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p>	<p>第10条 期限の利益の喪失</p> <p>1. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社からの通知、催告等がなくても、本契約による一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を返済するものとします。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 本債務に限らず、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p>